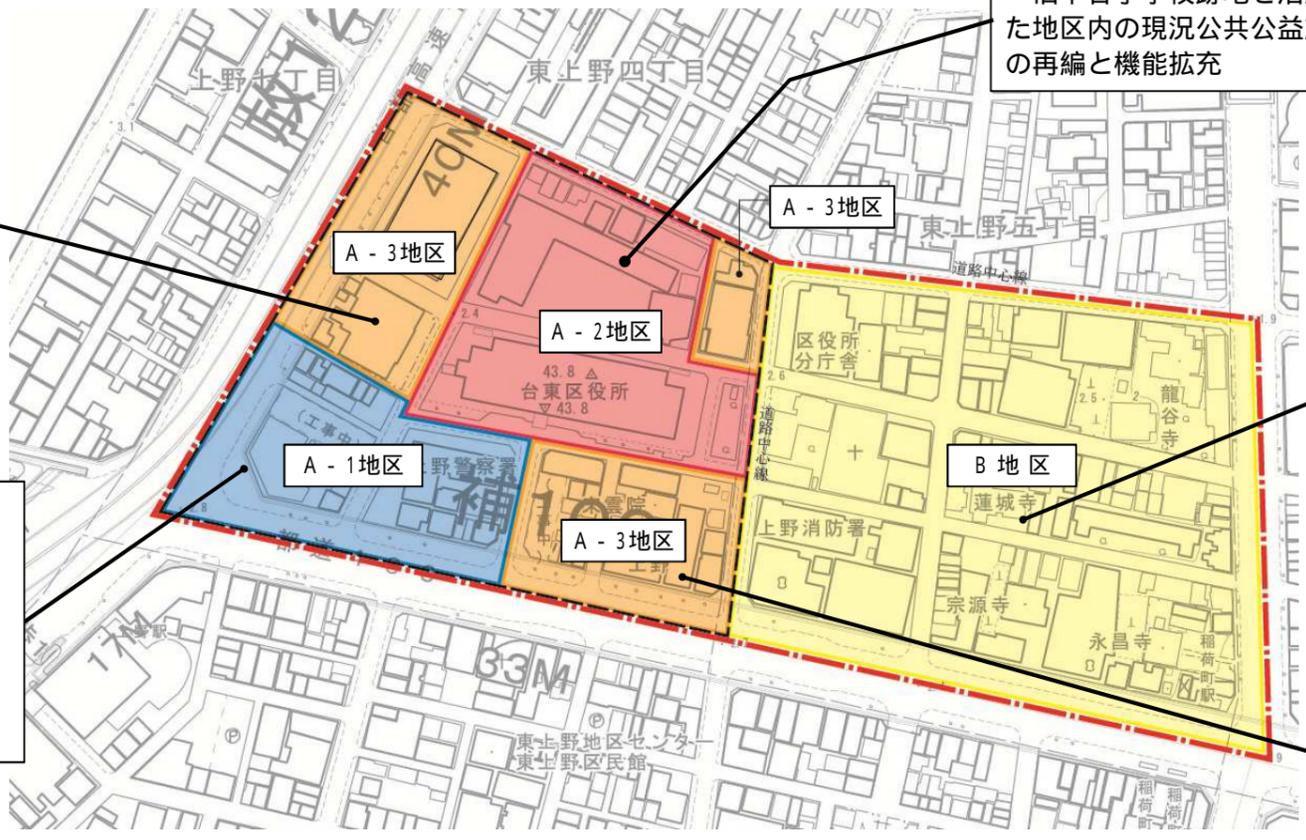


土地利用の方針

- ・賑わいの連続性の確保
- ・安全・安心な歩行空間の確保
- ・良好な沿道景観の形成

- ・旧下谷小学校跡地を活用した地区内の現況公共公益施設の再編と機能拡充

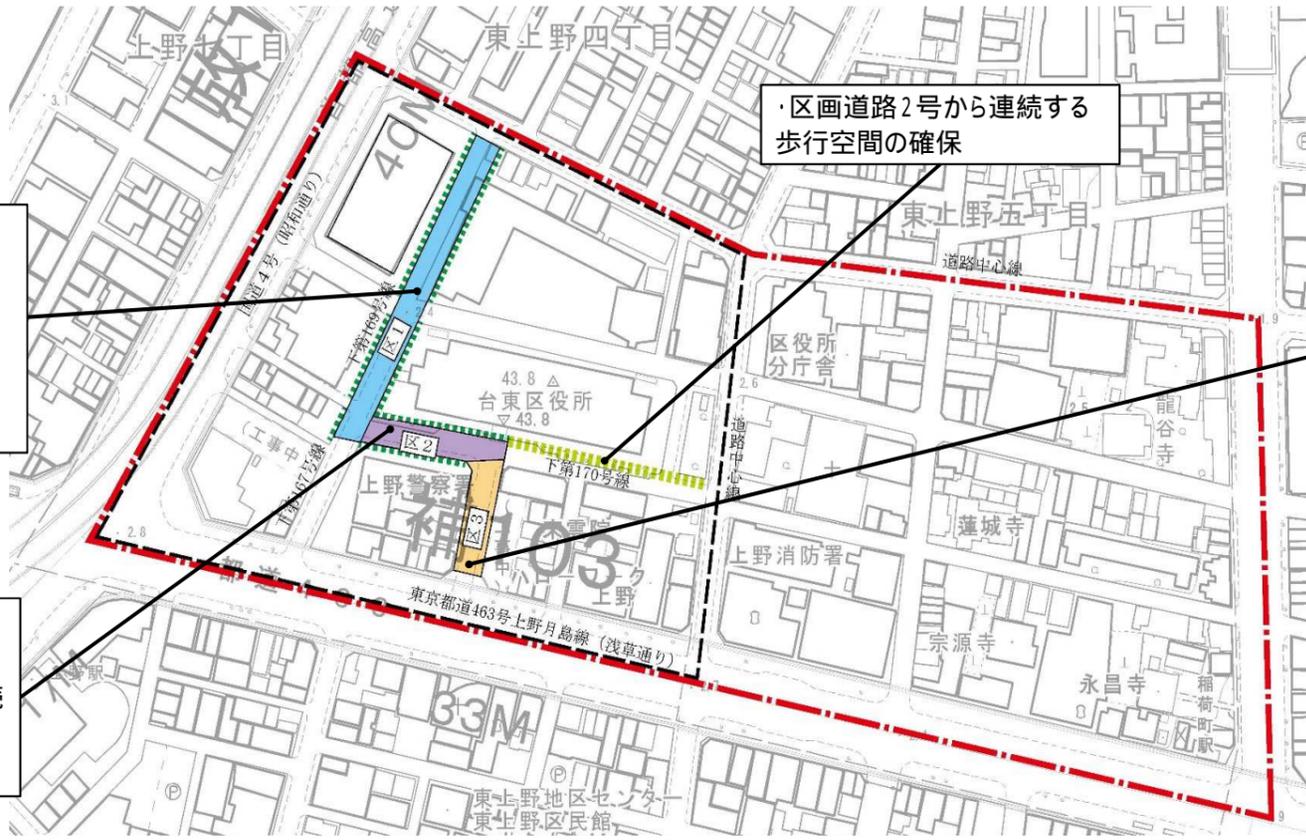


- ・住宅と商業、業務機能の共存
- ・寺町の親しみのある景観・環境の形成
- ・良好な住環境の維持向上

- ・土地の有効利用、高度利用
- ・地区のエントランスにふさわしい歩行空間や、公共空間の整備
- ・多様な機能が集積した、賑わいと交流が育まれる複合的な開発の誘導
- ・防災機能の整備、緑化の推進等まちの価値向上に寄与する機能の整備

- ・賑わいの連続性の確保
- ・安全・安心な歩行空間の確保
- ・良好な沿道景観の形成

地区施設(区画道路)・壁面の位置の制限



- ・区画道路2号から連続する歩行空間の確保

区画道路1号：幅員10m 延長119m

- ・公共公益施設へのアプローチ道路として、歩車分離による安全で快適な道路空間を確保するため、区画道路1号のうち旧下谷小学校西側道路を6mから10mに拡幅する。

区画道路3号：幅員11m 延長40m

- ・区画道路1号、区画道路2号から浅草通りまでの連続した道路ネットワーク形成のため、地区施設に位置づける。拡幅は行わない。

区画道路2号：幅員10m 延長51m

- ・区画道路1号から区画道路3号までの連続した道路ネットワーク形成のため、8mから10mに拡幅を行う。

【壁面の位置の制限】

	1号壁面線 (区画道路1号及び2号道路境界から2m)
	2号壁面線 (区道下第170号道路境界から4m)